

○厚生労働省告示第百三十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十三年四月七日

厚生労働大臣 細川 律夫

登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
財団法人秋田県総合保健事業 団	食品衛生法第二十六条第一項及び第二項に規定する製品検査のうち理化学的検査及び細菌学的検査の業務	平成二十三年三月三十一日